

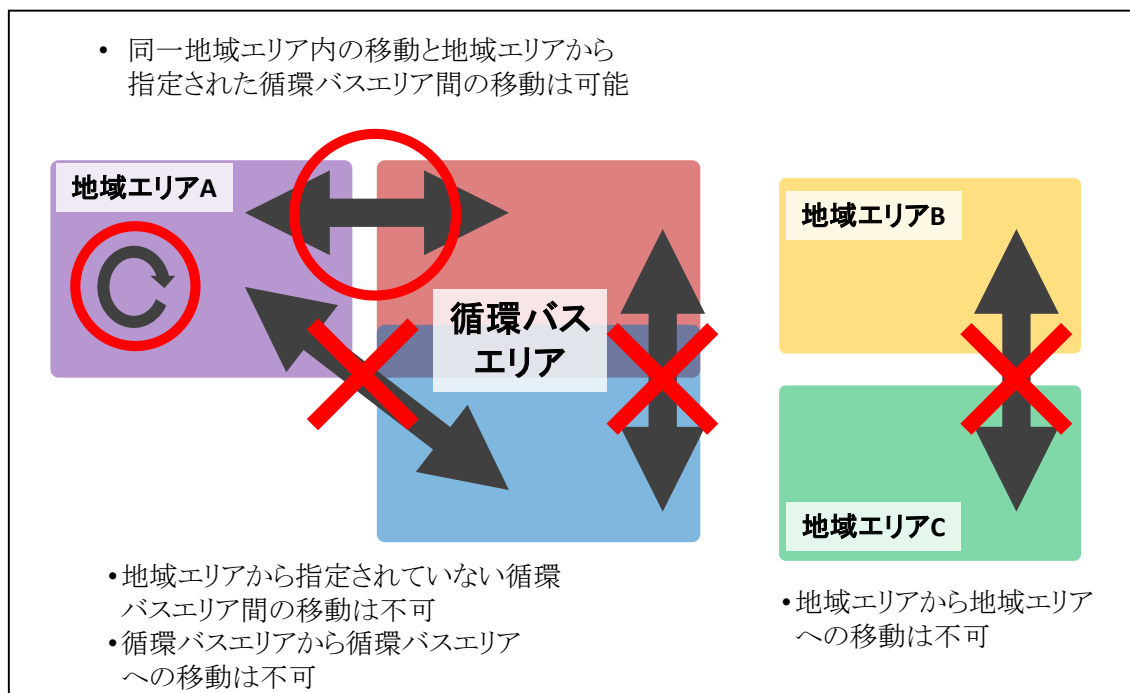
新設するデマンドタクシーの概要について

市は、平成 28 年度に「佐久市地域公共交通網形成計画」を策定し、本計画に基づき、佐久市内の公共交通の再編を実施する予定です。本書は、市で平成 29 年 10 月より導入を予定しているデマンドタクシーの運行の概要についてまとめたものです。

1. 運行エリア

デマンドタクシーは、佐久市内の 8 エリアにおいて運行を行います。

利用は、地域エリア内、または地域エリアと指定された循環バスエリア間の移動に限定します。地域エリアから地域エリアへの移動、地域エリアと指定されていない循環バスエリア内への移動、循環バスエリアから循環バスエリアへの移動はできないものとします。



※循環バスエリアが重複する停留所については地域エリアからの移動が可能です。

2. 運行経路

運行経路は利用予約に応じて、停留所間を最短距離で運行する経路を運行事業者が設計します。

3.時刻表（案）

エリアごとの時刻表案は以下のとおりです。

平根・中佐都・浅科エリア

便	運行時間帯
1	8:00 - 9:00
2	10:00 - 11:00
3	12:00 - 13:00
4	14:00 - 15:00
5	16:00 - 17:00

東・平賀・野沢エリア

便	運行時間帯
1※	8:00 - 9:00
2	10:00 - 11:00
3	12:00 - 13:00
4	14:00 - 15:00
5※	16:00 - 17:00

※香坂線・志賀線・内山線・大沢線上の停留所へは、朝夕にバスが運行しているため、1便目と5便目は運行しません。

布施・春日線

便	運行時間帯
1	9:30 - 10:30
2	12:00 - 13:00
3	14:30 - 15:30

4.運行日、便数、車両、車両台数（案）

デマンドタクシーの運行は下表のとおりとし、土日・祝日、12月29日～1月3日は運休とします。また、予約がない場合は運行しません。

運行便数は5便もしくは3便とし、車両は運行事業者が用意します。

地域エリア		運行曜日	便数	車両	車両台数	備考
平根		月・水・金	5	普通車 もしくは 大型車	複数車で 対応	
東	香坂線・志賀線	月～金	3			香坂線・志賀線上の 停留所は日中のみデ マンド運行
	その他の停留所	月・水・金	5			
平賀	内山線	月～金	3			内山線上の停留所は 日中のみデマンド運 行
	その他の停留所	月・水・金	5			
中佐都		月・水・金	5			
野沢	大沢線	月～金	3			大沢線上の停留所は 日中のみデマンド運 行
	その他の停留所	月・水・金	5			
浅科		月・水・金	5			
布施		月～金	3			
春日		月～金	3			

5.乗降ポイント

乗降できる停留所は限定します。

(1)地域エリア

地域エリアにおける乗降ポイントは、廃止する市内巡回バスの停留所を基本に設置し、必要と思われる場所については新たに停留所を設置します。

また、朝夕に運行する廃止代替バスの停留所も乗降ポイントとします。

(2)循環バスエリア

循環バスエリアにおける、移動可能な乗降ポイントは下表のとおりです。

地域エリア	循環バスエリア	乗降ポイント
平根	北循環線エリア	佐久医療センター、佐久市役所、北中込駅、佐久平駅、岩村田駅前、浅間総合病院、
東		
中佐都		
平賀	南循環線エリア	佐久医療センター、佐久市役所、北中込駅、中込駅、野沢バスセンター
野沢		

6.利用の基本ルール

利用に関するルールは、佐久市デマンドタクシー輸送事業実施要綱に定められている通りとし、基本的には、現在運行されている望月地域デマンドタクシー、臼田地域デマンドタクシーと同様とします。

7.予約の受付

利用者からの利用予約は、事業者が直接受け付けます。

予約受付の最終時間を前日の夕方4時頃を目安とし、その日に受けた予約状況を確認し、翌日のスケジュールが決定したところで、利用者に時間を伝えます。

利用予約受付の際は、下記を確認します。

- ① 利用者の氏名
- ② 電話番号（利用日に連絡がとれるもの）
- ③ 利用したい日
- ④ 乗りたい便（時間）
- ⑤ 乗りたいバス停名称
- ⑥ 降りたいバス停名称

予約のキャンセルは前日まで受け付けることを基本とします。ただし、当日キャンセルがあった場合にも対応できるようにします。

8.実績の報告

運行事業者は、市が提供する佐久市デマンドタクシー輸送事業運行状況等報告書に利用実績を記録し、運転手と利用者の署名をもらいます。実績は月1回、市に提出するものとします。

9.運賃

地域エリア内の移動の場合は、運賃は1乗車につき200円とします。エリアをまたいで、循環バスエリアへ移動する場合は、もう200円追加となり、1乗車につき400円とします。

10.運行にかかる費用

1回の運行にかかる費用は各エリア毎に積算します。市の方で、全停留所を回るモデルルートをお示しするので、そのモデルルートに沿って、佐久医療センター（浅科エリアは塩名田停留所）からそれぞれの停留所までの距離の平均を出し、それを元に、国で定められた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を適用して、計算した額とします。

11.運行形態について

平成29年10月から1年間は、道路運送法第21条に基づく試験運行とします。